平成２３年（フ）第３００号
福井県丹生郡越前町厨第17号79番地
破産者　有限会社竹田屋
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９号
大阪府三島郡島本町若山台２丁目２番25―406号、前住所三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島1193番地１
破産者　河本　匡司
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第４３号
三重県熊野市有馬町4691番地
破産者　湊　　健
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第４４号
三重県熊野市有馬町4691番地
破産者　湊　　和美
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第８７３号
京都府八幡市男山美桜９番18
破産者　大和電気通信株式会社
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４６０号
京都府長岡京市野添２丁目13番７号グレースヒル幸406
破産者　有限会社小山建設
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３３７号
高知市大津乙878番地１　ロゼ３・1103号
破産者　岡本　和也
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第９７号
鹿児島県鹿児島市東千石町18番７号
破産者　有限会社ワールドインベストメント
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第４４０号
茨城県那珂市戸崎1564番地
破産者　細谷　すて
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４５７号
茨城県水戸市天王町３番22号
破産者　皆川　和久
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４５９号
茨城県水戸市天王町３番22号
破産者　皆川みつ江
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４６９号
茨城県水戸市下大野町4307番地
破産者　平戸　敏也
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４７８号
茨城県水戸市千波町2345番地の15　ガーデンリゾート千波Ｂ棟202号
破産者　木下　智和
1　決定年月日　平成24年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３７７号
北海道恵庭市緑町２丁目４番１―404号
破産者　神　　一志
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８７９号
札幌市厚別区大谷地西１丁目10番５―614号
破産者　佐々木雄輝
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７０２号
札幌市厚別区上野幌２条１丁目１番３号
破産者　川口　博幸
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６号
茨城県かすみがうら市宍倉6147番地323
破産者　宮腰　　賢
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第４７１号
さいたま市大宮区三橋１丁目850番地１　大宮三橋住宅８―205、破産手続開始決定時の住所さいたま市中央区本町東７丁目８番３―406号
破産者　猪越　教夫
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５９１号
さいたま市浦和区岸町４丁目26番１―2707号、旧住所さいたま市南区南本町１丁目13番13号903
破産者　戸田　昌宏
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１００号
千葉県松戸市西馬橋４丁目48番地の１グランドール西馬橋Ⅱ―102号、破産手続開始決定時の住所埼玉県志木市下宗岡１丁目10番48号
破産者　長友　竹子
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係